

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部  
を改正する省令案（概要）

1. 改正の趣旨

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成 23 年法律第 47 号）に基づき支給される職業訓練受講給付金に関して、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成 23 年厚生労働省令第 93 号）において、支給申請期間の取扱いを明確化するための改正を行う。

2. 改正の内容

- ・ 職業訓練受講給付金の支給申請期間について、「・・・の提出は、〇〇以内にしなければならない。ただし、天災その他提出しなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、この限りでない。」等と規定しているところ、単に「〇〇以内に」支給申請を行うこととする。
- ・ その他、所要の改正を行う。

3. 根拠法令

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第 19 条

4. 公布日及び施行日

- ・ 公布日 平成 27 年 3 月下旬（予定）
- ・ 施行日 平成 27 年 4 月 1 日（水）（予定）